公安委員会

絆會の指定の確認について

令和6年2月15日

説明資料No. 1

刑 事 局

1 概要

令和6年1月11日、大阪府公安委員会から絆會に係る指定暴力団と しての指定についての確認請求書の提出を受けた。審査専門委員の意 見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

※ 絆會(主たる事務所:大阪府、代表する者: 金 禎紀)

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件(暴力団対策法第3条第1号)該当性

絆會は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員 に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とす るものと認められる。

○ 威力を利用した資金獲得活動の状況

前回指定の効力発生日以降、同団体の暴力団員は、それぞれの 団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う脅迫、暴力行為等処罰 に関する法律違反等により検挙され、又は暴力的要求行為により 中止命令を受けている。

(2) 犯罪経歴保有者要件(同条第2号)該当性

絆會の全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力 団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件(同条第3号)該当性

絆會は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、他の暴力 団員に指示又は命令をすることができる地位及びその他の地位の各 階層を有し、階層的に構成されている団体である。